

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	令和8年2月6日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	羽島市 (212091)
地域名 (地域内農業集落名)	正木町地域 ()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	66.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	66.9 ha
② 田の面積	57.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

正木町地域は、地域の西部が市街化区域に含まれるなど大部分で住宅街が形成されている地域であるが、住宅街の合間を縫うように複数の農振農用地の団地が所在している。農振農用地面積の約86%を水田が占める地域であり、水稻作が盛んである。複数の担い手農業者が地域内の水田で営農しており、今後、農用地の集積を進めつつ、集約化についても模索していく必要がある。ただし、用排水を分離するなどの基盤整備が整っていないことから、作業の効率化等の面で課題があり、農地の集約化の障壁にもなっている。また、農地の集積・集約化に向け、所有者側の意識醸成を図っていくことも課題である。畠地については、須賀地区および森地区については果樹(柿)栽培が盛んであり、森地区および三ツ柳地区ではいちごの施設栽培が営まれているなど、多様な類型の農業振興が図られている地域である。

令和6年7月から8月に行った地域の農業者を対象にした今後の農業経営意向調査では、回答者の43.0%が離農を含む規模縮小の意向であることを回答しており、今後、耕作できなくなった農地が継続的に発生することが見込まれる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水田における農用地の集積・集約化を進め、効率的な営農を可能にすることで、持続的な農用地利用と地域農業の振興を模索していく。

主食用水稻から非主食用米などへの転換については、需要に応じた取り組みを推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手農業者(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とするが、農業を担う者の持続的な農地利用を支援する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	27.4 %	将来の目標とする集積率	27.4 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の担い手農業者等による農地のゾーニングに関する協議を行い、協議が整った部分について随時目標地図を更新し、それに基づく農用地の集団化(集約化)を推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地域内に存在する複数の担い手農業者(認定農業者等)への農用地の集積及び集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定による農用地の集積及び集約化を進めていく。目標地図上に特定の受け手が位置付けられておらず、隣接する農地を耕作する担い手が存在する場合は、まず当該担い手と協議を行うものとする。その他の場合は周辺農用地の営農状況等を勘案し、農用地の利用集積・集約に資する等地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

(3) 基盤整備事業への取組

再ほ場整備などの基盤整備を含む土地改良事業等を推進し、農業生産基盤の強化に努める。

老朽化した水路やゲート等の水利施設については、団体営土地改良事業等を活用し、施設の長寿命化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

個人経営体の法人化等の取り組みを推進していく。新規就農希望者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②環境へ配慮した栽培技術を推進する。
- ③スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。
- ⑤柿などの果樹作物の振興を図る。
- ⑨飼料用米及びWCS用稻を生産し、耕畜連携(わら利用、資源循環)による安定的な生産と利用体制の構築を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
利用者	A	水稻	0.2 ha	0.0 ha	水稻	0.2 ha	0.0 ha	A	
認農	B	水稻	4.2 ha	0.0 ha	水稻	4.2 ha	0.0 ha	B	
認農	C	水稻	4.5 ha	0.0 ha	水稻	4.5 ha	0.0 ha	C	
認農	D	水稻	5.4 ha	2.5 ha	水稻	5.4 ha	2.5 ha	D	
認農	E	水稻、小麦、露地野菜	1.4 ha	0.0 ha	水稻、小麦、露地野菜	1.4 ha	0.0 ha	E	
認農	F	水稻	0.6 ha	0.0 ha	水稻	0.6 ha	0.0 ha	F	
認就	G	露地果樹	0.1 ha	0.0 ha	露地果樹	0.1 ha	0.0 ha	G	
利用者	H	水稻	1.8 ha	3.0 ha	水稻	1.8 ha	3.0 ha	H	
認農	I	水稻	0.2 ha	0.0 ha	水稻	0.2 ha	0.0 ha	I	
認農	J	水稻	1.2 ha	0.0 ha	水稻	1.2 ha	0.0 ha	J	
認農	K	施設野菜	0.7 ha	0.0 ha	施設野菜	0.7 ha	0.0 ha	K	
利用者	L	レンコン、水稻、花レシコン	1.5 ha	0.0 ha	レンコン、水稻、花レシコン	1.5 ha	0.0 ha	L	
利用者	M	養蜂	0.1 ha	0.0 ha	養蜂	0.1 ha	0.0 ha	M	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		21.9 ha	5.5 ha		21.9 ha	5.5 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

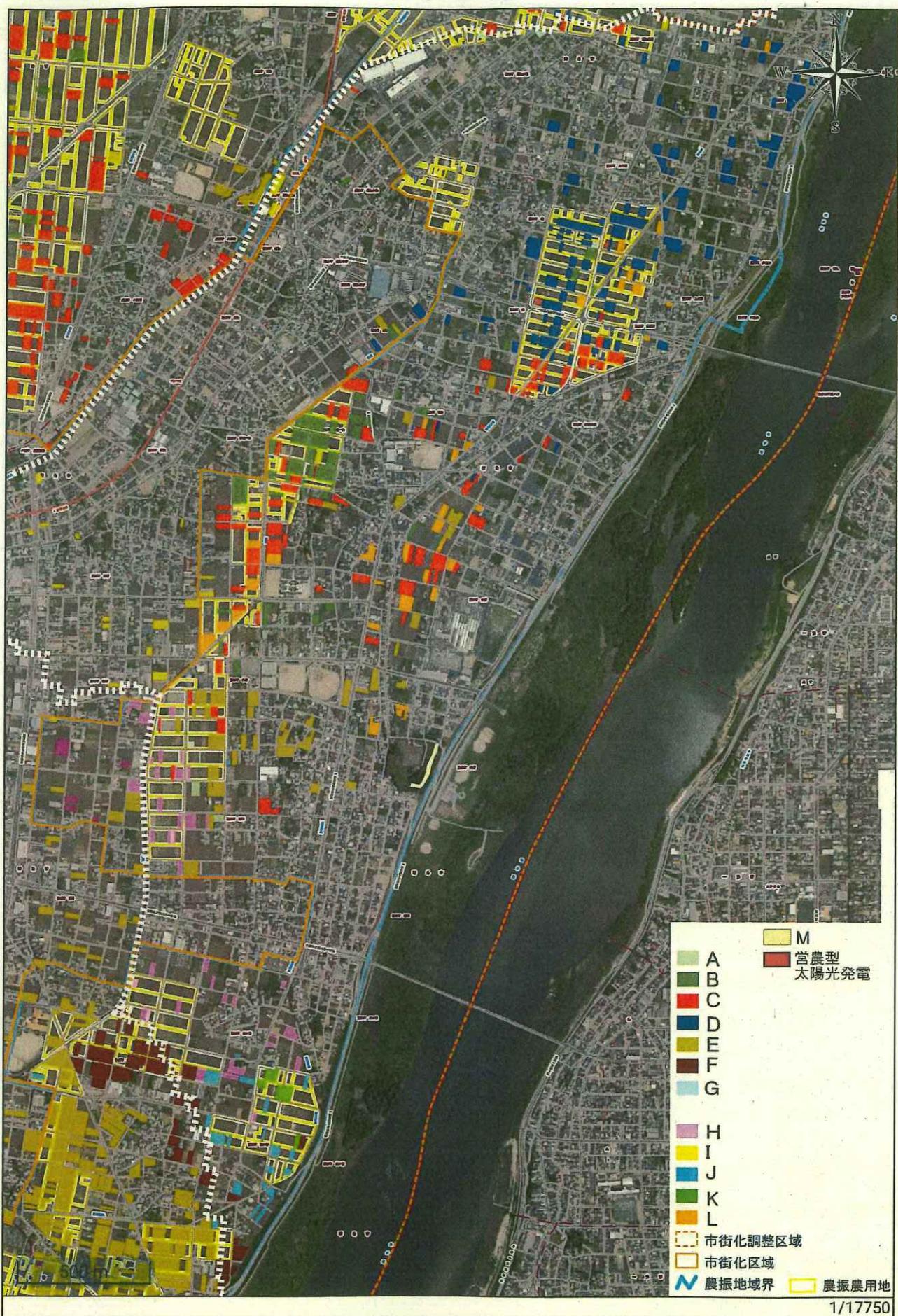
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

正木町地域目標地図



※目標地図の対象範囲は正木町地内の農振農用地に農業を担う者「M」の経営地を含めた範囲とする。
ただし、[] 及び [] は含まない。